

地方消費税交付金(引上げ分)の使途について

(歳入)

地方消費税交付金	内 訳	備 考
607,860 千円	社会保障財源化分 348,194 千円	引上げ分(22分の12)
	一般財源 259,666 千円	現行分(22分の10)

(歳出)

(単位:千円)

事業名		金額	本年度の財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	要援護対策事業費	14,366	1,940		3,487	7,130	1,809
	保育所運営費	748,288	19,354		46,450	118,705	563,779
	放課後児童クラブ推進事業費	47,683	22,518		9,394	14,406	1,365
	子育て支援事業費	56,768	17,714		920	27,226	10,908
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成(65才未満)	25,816	12,538		740	11,346	1,192
	重度心身障害者等医療費助成(65才以上)	45,468	18,289		7,773	15,744	3,662
	心身障害者医療費助成	14,687				7,545	7,142
	乳児妊産婦医療費助成	4,061	1,999		45	1,088	929
	幼児・児童・高校生等医療費助成	64,216	4,627		1	53,082	6,506
	ひとり親家庭等医療費助成	10,004	4,991		21	4,443	549
	感染症予防事業費	81,731	847		10,748	60,643	9,493
	すこやか親子推進事業費	48,290	12,306		71	26,836	9,077
合計		1,161,378	117,123	0	79,650	348,194	616,411

備 考

引上げ分の地方消費税収入(市町村交付金分を含む。)については、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・ 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費